

田原本町補助金等適正執行調査委員会
中間報告

平成29年5月17日

田原本町補助金等適正執行調査委員会

はじめに

委員会の概要

I. 目的

当委員会は田原本町地域子育て支援拠点事業委託料に係る事案及びその他補助金等の事務処理の適正性等について検証を行うため、田原本町附属機関に関する条例第1条の規定に基づき、「田原本町補助金等適正執行調査委員会」を設置するものである。

II. 委員の構成

委員長 いのうえ なおはる
井上 直治
弁護士

委員長 にし やすひろ
西 育良
職務代理者 公認会計士

委員 たかつ よしお
高津 融男
奈良県立大学准教授

委員 なら ひろし
樽 宏
公募 前田原本町監査委員

委員 はたなか むねかず
畠中 宗一
公募 関西福祉科学大学教授

Ⅲ. 当委員会の設置の経緯等、検討の経過

田原本町の実施する「地域子育て支援拠点事業」を受託した社会福祉法人「愛和会」が報告書類として偽造した領収書（3通、約46万8千円）を町に提出したとして、有印私文書偽造・同行使容疑で平成28年11月20日から翌月2日までに元理事長等が奈良県警に逮捕された事件を受けて、町が地域子育て支援拠点事業委託料に係る事案、その他補助金等の事務処理の適正性等について検証を行うために、田原本町附属機関に関する条例に基づき、法律や会計に関する識見者、学識経験者、公募による者の計5人の委員構成からなる「田原本町補助金等適正執行調査委員会」を設置した。

その後、愛和会の元理事長との間で、平成27年の5月に要綱を改正して保育園運営費の補助金を増額する見返りに、前副町長自身が借金の一部免除（42万円）を受けたとして、平成29年3月15日に収賄容疑で起訴された。元理事長も贈賄容疑で同日起訴された。

さらに、平成25年度の宮古保育所の増改築に絡み、交付要綱を制定し、町独自で約1億円の補助金を交付する見返りに、元理事長から軽自動車1台約56万円相当を2万円で譲り受けたとして、平成29年3月31日付で前副町長が収賄容疑で追起訴された。

1. 第1回（平成29年1月17日）の審議事項

- (1) 委員長の選出について
- (2) 職務代理者の指名について
- (3) 調査委員会の審議事項について
- (4) その他

委員長等の選出後、まず、事務局から今回の委員会を設置する原因となった事件の説明を受けた。

内容については、田原本町の実施する「地域子育て支援拠点事業」を受託した社会福祉法人「愛和会」が報告書類として偽造した領収書（3通、約46万8千円）を町に提出したとして、有印私文書偽造・同行使容疑で平成28年11月20日から翌月2日までに元理事長等が奈良県警に逮捕されたとのことである。

その他、当委員会の設置経緯や愛和会の概要、地域子育て支援拠点事業の内容、事務の流れ、愛和会との委託状況等についても、説明を受けた。

そこで、当委員会は、本事案の起こった背景や、社会福祉法人の体制、町の契約のチェック体制等を審議して、再発防止に向け、適正に補助金等を執行するための対策を検討することとした。

また、今回の事案だけでなく、他の委託事業や補助事業についても事務処理を含めた評価を行うこととした。

委託事業や補助事業に対する町のチェック方法や体制・管理状況等を確認し、改善点があれば指摘等を行うこととした。

なお、次回からは、個人情報取り扱いや、柔軟・活発な議論を行う観点から、委員会は非公開とし、会議終了後、委員長から報道機関等に対し、概要説明を行うこととした。

2. 第2回（平成29年2月8日）の審議事項

- (1) 社会福祉法人愛和会の体制について
- (2) 町の執行体制について
- (3) その他

まず、社会福祉法人愛和会の体制について、当時の理事長（前理事長）並びに理事等から理事会の開催数、各人の愛和会への関与度、理事の体制等の説明を受けた。

理事会については、事件後は月1回以上開いているが、事件前は年に2～3回しか開いていなかった。

前理事長が法人の事業についてどのくらい把握しているかについては、平成28年1月から理事から理事長に就任し、理事のときはあまり事業を把握していなかったが、理事長になってからは相談等を受けるため理解が進んだとのことである。

また、他の理事については法人事業に関与しておらず、町との折衝は行っていなかった。（逮捕された）元理事長は、理事長職を退いて顧問になってからもその指示等により事件が発生している点から法人の運営にかなり影響力があったようである。

事件に関与した者の進退については、元理事長（顧問）、事務長、総務部長、宮古園長は退職しており、町と法人との関係については、町の指導助言を仰ぎながら連携し、サービス低下にならないよう、また、今後、コンプライアンス委員会を設置し、法令遵守の意識を高め、再発防止に取り組むとのことであった。

次に、町のチェック体制について、町から地域子育て支援拠点事業に係る実施要綱、委託契約書、平成27年度事業の実績報告の経緯、他の事業に係る町補助金等の執行体制の説明を受けた。

当該事業は委託事業のため、平成27年度まで領収書は添付せず、事業者が保管しており、会計検査院の実施検査時には資料を提出することになるが、町独自の実施調査は行っていないとのことである。

また、当該事業は平成9年から愛和会に委託しており入札は行ってい

なかった。その委託内訳の大半が人件費で概算払の必要があり、年度末に精算を行うが、本事業については精算に係る返金がないとのこと、また、今後も愛和会に委託するかは未定であるとのこと。

当委員会からは、決まった委託金額でも、契約の裁量的、質的な基準に則って計画書のチェックを行うなど緊張感を持って、モチベーションを上げて事業に臨ませる努力が必要ではないのか、また、委託料のうちの材料費に係るものについては、事業計画や商品カタログの写し等を概算払時に添付書類とするよう変更を行うべきでは等の指摘をした。

その他の事業について事務局に確認すると、事業補助については、その性質から事業に係る領収書の提出を受けており、運営補助については、運営全般に係る領収書が多量になるため、全ての提出までは受けていないとのことである。ただし、各種団体については総会報告時に監査を行っており、監査資料または総会資料の提出により確認しているとのことである。

委員から補助金が本来の目的に資するものであるのか、事業内容等についてのチェックが必要ではないかと指摘した。

3. 第3回（平成29年3月14日）の審議事項

- (1) 前副町長の収賄容疑事件の概要等について
- (2) 町の補助金等が適正に執行されているか確認するにあたり、改善すべき点について
- (3) その他

まず、前副町長の収賄容疑事件の概要等について、町から説明を受けた。

内容については、社会福祉法人愛和会に対し「二歳未満児保育事業」と「特別支援保育事業」に係る補助金の交付要綱を改正し、町から受け取る補助金を増額させる便宜を図った見返りに、同法人の元理事長から借りた百数十万円のうち数十万円の債務免除を受けたとして前副町長が収賄容疑で逮捕、また、元理事長が贈賄容疑で再逮捕されたとのことである。

「二歳未満児保育事業」と「特別支援保育事業」について、前者は要綱改正を行ったが、後者は、対象人数を増員する内容のみであり、予算措置を行うだけで要綱改正の必要はなかったとのことである。

二歳未満児保育事業は、園児6人に保育士1人の配置基準であったものを園児5人に保育士1人としたものである。

また、特別支援保育事業は、障害児等に係る保育として、対象者を月8人であったものを10人に増員した予算措置となったものである。

今回の前副町長の事件を受けて、委員からは町役場の組織的風土や、愛和会に絡んで癒着や働きかけ、口利き、要望・要求等の行為が懸念されるとの意見があった。

職員の倫理規定について、特別職を対象とした政治倫理条例はあるが、一般職の職員を対象とした倫理規程がないとのことである。

これを受けて、働きかけや心付け等があっても、倫理規程があれば断ることができることから倫理規程を設ける必要があると意見したところである。

次に、町の補助金等のチェック体制の強化については、愛和会に対し

て、平成26年度までは、領収書の添付を求めていなかったが、平成27年度分からは、全ての領収書の提出を必須としたとのことで、その中に不正に作成されたものが含まれていたものである。

領収書は当初に原本を提出させ、金額や使途、実績報告書等のチェック後に返還することとしたが、さらに、人の配置状況や給料の支払いについても、今年度からは毎月報告させる予定であるとのことである。

また、不正の抑止のために、現場に赴いての实地の抜き打ち調査や支出時期の見直しの検討を行うとのことである。

委員からは、毎年同じように委託が受けられると受託側は慢心するので、毎年契約を行うこと等が必要であり、補助金の収支等をホームページ等で公表することも例として挙げた。

町として現在、平成27年度途中までの分の調査を行っており、不正については、補助金の返還等も求めていき、なお、調査対象については、5年間分程度遡及する予定であるとのことである。

また、新年度の予算措置について、保育所運営関係予算の約3割を削減したが、これは見直しを行い、実績等で使用しなかった額等も削減の対象にしたことによるものとのことである。

愛和会の理事が全員親族、知り合い、親しい間柄であった状態を改善すべきとの意見があった。

これについては、社会福祉法改正で平成29年4月から必置となった評議員会が愛和会の理事の選任・解任を行えることにより、解消されることになるとのことである。

4. 第4回（平成29年3月29日）の審議事項

- (1) 前副町長の追送検の概要等について
- (2) 職員倫理規程、補助金等適正執行ガイドラインについて
- (3) その他

前副町長の追送検の概要等について、町から説明を受けた。

内容については、社会福祉法人愛和会が運営する宮古保育園の増改築に係る補助金の交付要綱を制定し、町から受け取る補助金を増額させる便宜を図った見返りに、同法人の元理事長から軽自動車1台約56万円相当を2万円で譲り受けたとして前副町長が収賄容疑で追送検されたとのことである。

町は、平成24年に宮古保育園が町から民営に移管するにあたり、民間が保育所の建替えを行う場合、国庫補助金の対象になるため、補助が出るのだが、もともと町の公設の建物であったため、その建替えということで、町としても基準を決め、国基準との差額を補助することで保育の充実を図ろうと、保育所定員を増加させ、保育体制を充実させるということもあり、新たに交付要綱を制定し、国の補助上限は約3億円で町の上限は5億円、この差額である2億円の2分の1の約1億円を町単独補助として支出したものである。

委員からの、元の要綱で増改築分も支出できるものだったのか、それとも、支出できるように要綱を改正したのかとの質問については、手続きは担当課で要綱の制定・改正案を作成し、町長まで決裁を受けているとのことである。

次に、職員倫理規程について、事務局より説明があった。

目的として、職員が職務内外において、常に自覚しなければならない公務員倫理の確立及び保持に関し必要な事項を定めることにより、職務執行の公正さに対する町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する町民の信頼を確保することであるとのこと。

対象者として、特別職である副町長、教育長及び一般職を含めるものであるとのこと。

利害関係者との禁止行為として、利害関係者から餞別、祝儀、香典等の金銭、物品の贈与を受けることや、供応接待を受けること、旅行（公務を除く）、遊技又はゴルフをすること等となっている。

また、一般職がこの規程に違反した場合の処分等については、地方公務員法の規定により適用することになるとのことである。

この他、委員から、口利きや要望を受けた際は書面化するような制度を作ってはどうかという意見があった。

次に、補助金等執行手続ガイドラインについて、補助金執行に関するチェックリストを作成し、実地検査時に活用することや、必要に応じて補助金の外部監査を入れてはどうかという意見があった。

以上第4回までの審議内容である。

さて、この間においては、愛和会の法人の体制については、理事6人全員が交代し、組織が刷新された。

また、町においては、当委員会から意見もあったことから、利害関係者との接触やお中元等の物品、金品を受けること等を禁じた田原本町職員倫理規程が5月1日に施行されたところであり、職務の執行の公正性が確保されるところである。

さらに、補助金の執行体制については、実地検査を行うなどを盛り込んだ補助金等適正執行ガイドラインについても、引き続き、議論しながら検討していく。

以上、当委員会の中間報告とする。